

マイナンバーを利用する事務等を定める条例の基本的な考え方（案）

1 条例制定の背景・目的

平成25年5月に公布された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいます。）により、住民票を有する全ての方に個人番号（以下「マイナンバー」といいます。）が付番され、平成28年1月から、国の行政機関や地方公共団体などにおいて、社会保障、税、災害対策の分野で利用されます。

番号法は、地方公共団体によるマイナンバーの利用や特定個人情報（マイナンバーをその内容に含む個人情報）のやりとりについて、地方公共団体の条例で定めることとしています。

そこで、本市におけるマイナンバーの利用等について必要な事項を定めるため、「（仮称）北九州市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」を新たに制定しようとするものです。

2 条例制定に関する基本的な考え方

本市におけるマイナンバーを利用する事務等を定める条例については、以下の考え方に基づいて制定します。

条例制定後、法改正や新たな市民サービスの実施などにより、マイナンバーを利用する事務を追加・変更する場合は、その都度、条例で規定します。

（1）マイナンバーの独自利用事務について

マイナンバーは、番号法別表第1で規定されている事務（以下、「法定事務」といいます。）に加え、番号法第9条第2項により、地方公共団体が、社会保障、地方税又は防災に関する事務等であって条例で定めるものについて利用できると規定されています。

本市では、以下の考え方にに基づき、マイナンバーを独自に利用する事務（以下、独自利用事務といいます。）を定めます。

【マイナンバーの独自利用事務の考え方】

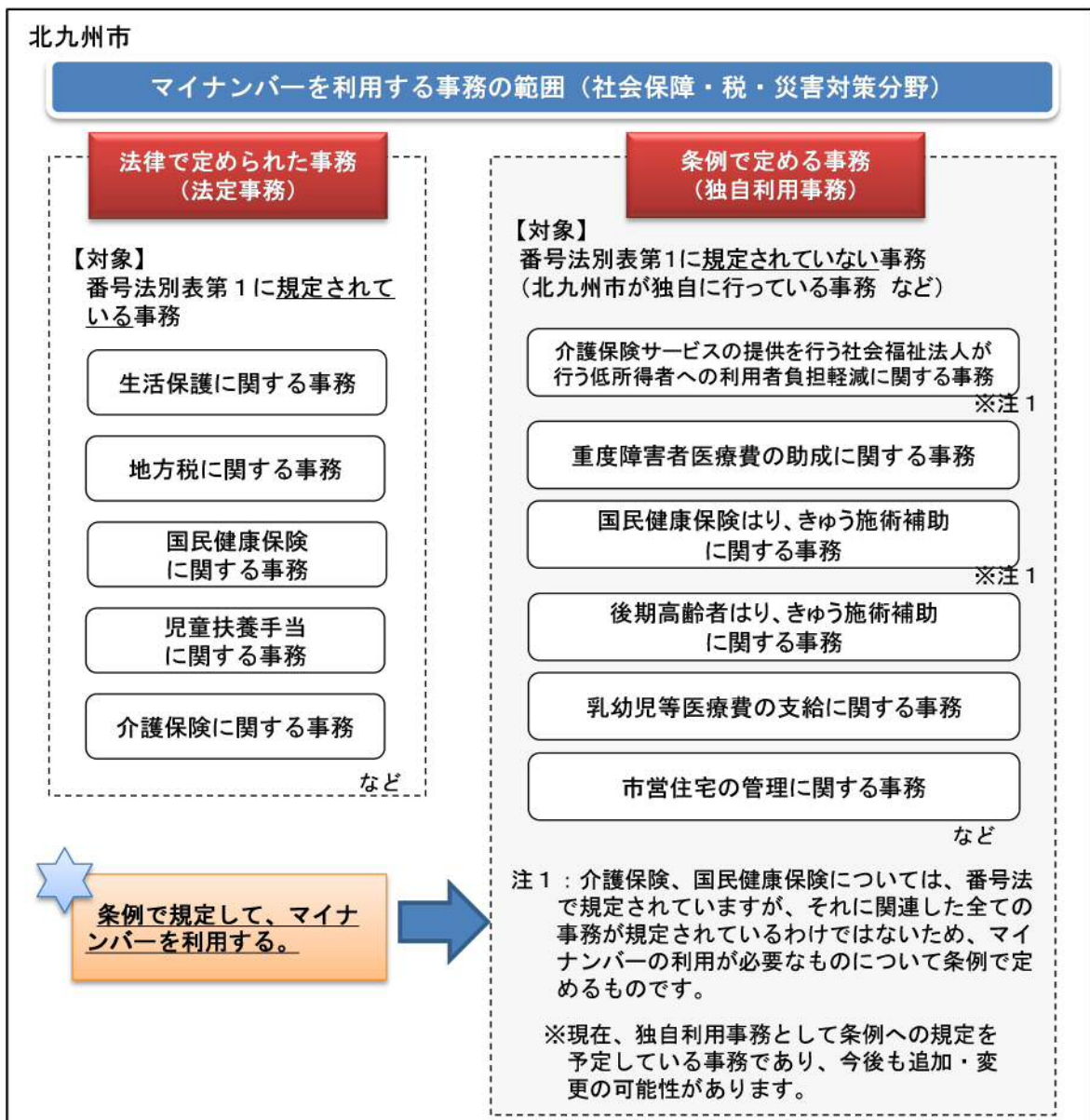
- ◆ マイナンバーを利用することにより、市民サービスの向上や行政の効率化を図る。
- ◆ 番号法施行後も、市民サービスを低下させることなく、これまでどおり社会保障や税の手続きができるようにする。

マイナンバーを利用することで申請時の添付書類を減らすことができるなど、市民サービスの向上や行政の効率化につながる事務について、マイナンバーを利用します。

また、本市では、「区役所窓口ワンストップサービス」のように、複数の申請などを1つの手続きとして受け付けて、一連で事務処理をしているものがあります。

番号法施行後は、これらの事務のうち、法定事務以外の事務でマイナンバーを利用できるよう条例で定めることで、これまでどおりの事務処理を行うことが可能となります。

図1 北九州市におけるマイナンバーの利用事務



(2) 執行機関内の情報連携について

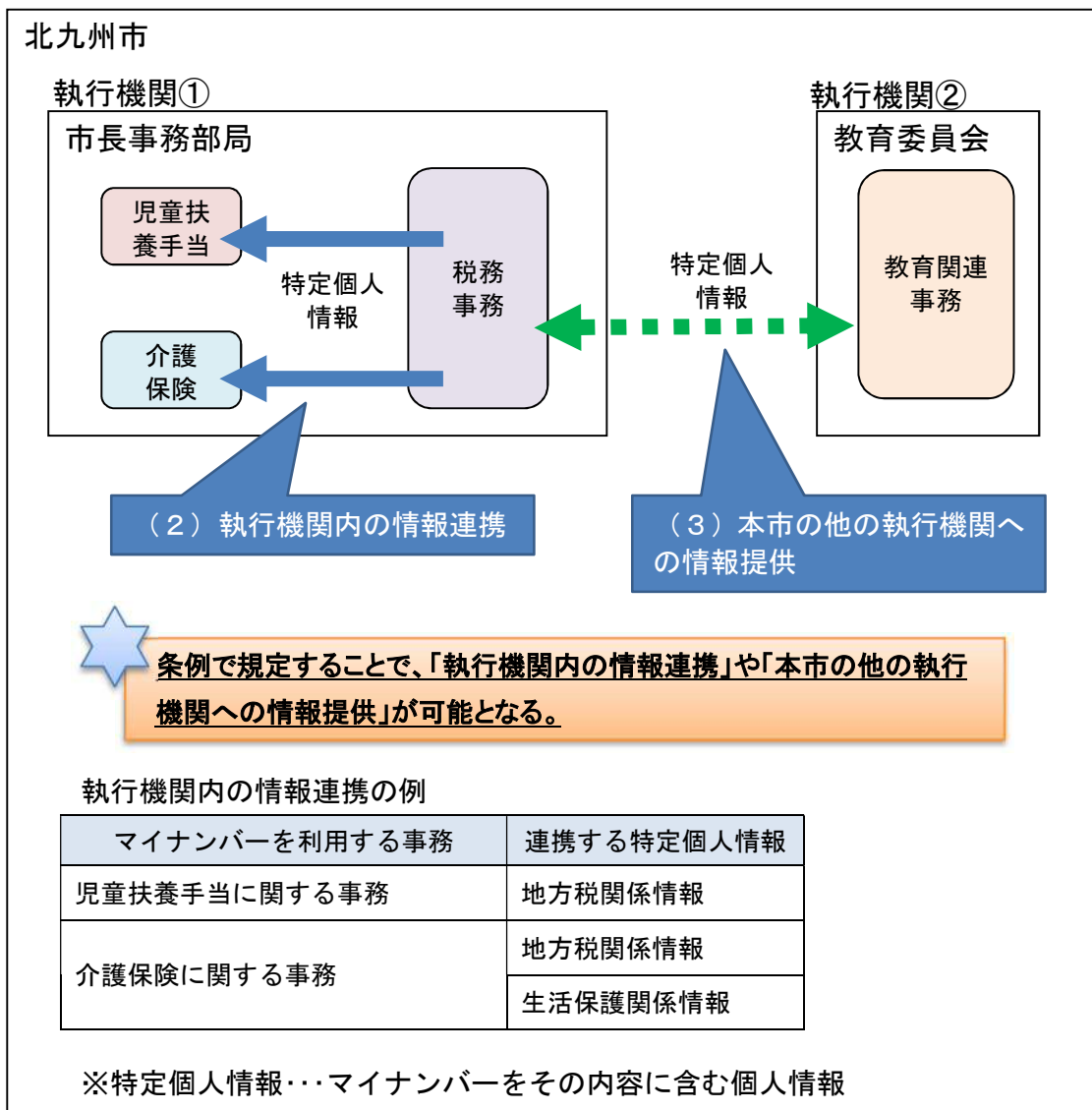
本市の執行機関(税部門や福祉部門を所管する市長事務部局や教育委員会など)内で特定個人情報のやりとり(情報連携)を行うためには、番号法第9条第2項の規定に基づき、条例に規定する必要があります。

本市は従来から、市民サービスの向上と事務の効率化のため、執行機関内の部局間(たとえば、税部門と福祉部門)で情報連携を行っており、これを番号法施行後も引き続き行えるようにするため、情報連携を行う「事務」と「特定個人情報」を条例に規定します。

(3) 本市の他の執行機関への情報提供について

本市の執行機関が自らの事務を処理するために、本市の他の執行機関が保有する特定個人情報の提供を受けられることができるよう、番号法第19条第9号の規定に基づき、情報提供を受ける「事務」や「特定個人情報」等を条例に規定します。

図2 「執行機関内の情報連携」と「本市の他の執行機関への情報提供」のイメージ



3 条例の概要

(1) 名称

条例の名称を「(仮称)北九州市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」とします。

(2) 趣旨

条例の趣旨を規定します。番号法第9条第2項及び同法第19条第9号の規定に基づき、マイナンバーの利用等に関し必要な事項を定めるものとします。

(3) 定義

用語の定義を規定します。条例で使用する用語は、番号法で使用する用語の例によるものとします。

(4) マイナンバーの利用範囲

番号法第9条第2項に基づくマイナンバーの利用範囲を規定します。

- ① マイナンバーの独自利用を行う事務を規定【別表第1】
- ② 執行機関内の情報連携を行う事務と特定個人情報を規定【別表第2】

(5) 特定個人情報の提供

番号法第19条第9号の規定に基づき、本市の執行機関間（たとえば市長事務局と教育委員会）で行う特定個人情報の提供について規定します。【別表第3】

(6) 規則への委任

条例の施行に必要な事項は、規則に定めることを規定します。

(7) 施行日

条例の施行日を平成28年1月1日とすることを規定します。

【別表第1】 独自利用事務の規定の例

マイナンバーを利用する執行機関	マイナンバーを利用する事務
市長	市営住宅の管理に関する事務

【別表第2】 執行機関内の情報連携の例

マイナンバーを利用する執行機関	マイナンバーを利用する事務	連携する特定個人情報
市長	児童扶養手当に関する事務	地方税関係情報

【別表第3】 他の執行機関への情報提供の規定イメージ

情報提供を求める執行機関と事務		情報提供する執行機関と特定個人情報	
執行機関	事務	執行機関	特定個人情報
市長	〇〇の事務	教育委員会	▲▲情報

※別表第3については、現在想定される事務と特定個人情報がないためイメージを掲載しています。

4 条例制定までのスケジュール（予定）

- 平成27年12月議会 条例議案の議決
- 平成28年1月1日 条例の施行

<参考：マイナンバー制度導入の主なスケジュール>

- 平成27年10月5日 番号法施行①（マイナンバーの付番・通知）
- 平成28年 1月1日 番号法施行②（マイナンバーの利用開始、個人番号カードの交付開始）
- 平成29年 7月 地方公共団体と他の行政機関等との間で特定個人情報
の連携開始

※番号法参考条文

(利用範囲)

第九条 別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者（法令の規定により同表の下欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。第三項において同じ。）は、同表の下欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

2 地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第四号に規定する地方税をいう。以下同じ。）又は防災に関する事務その他これらに類する事務であつて条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

3～5 略

(特定個人情報の提供の制限)

第十九条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

一～六 略

七 別表第二の第一欄に掲げる者（法令の規定により同表の第二欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。以下「情報照会者」という。）が、政令で定めるところにより、同表の第三欄に掲げる者（法令の規定により同表の第四欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。以下「情報提供者」という。）に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報（情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。）の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。

八 略

九 地方公共団体の機関が、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき。

十～十四 略

※番号法別表第1について

番号法第9条第1項の規定に基づくマイナンバーを利用できる機関及び事務を列挙している。

【別表第1（抜粋）】

<上欄>	<下欄>
15 都道府県知事等	生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの
16 都道府県知事又は市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であつて主務省令で定めるもの
68 市町村長	介護保険法（平成九年法律第百二十三号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの

※番号法別表第2について

番号法第19条第7号の規定に基づく特定個人情報を提供できる場合を列挙している。

【別表第2（抜粋）】

<第1欄>	<第2欄>	<第3欄>	<第4欄>
情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
27 市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
		都道府県知事	障害者関係情報であつて主務省令で定めるもの
		都道府県知事等	生活保護関係情報であつて主務省令で定めるもの
		市町村長	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて主務省令で定めるもの
		厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
94 市町村長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣	失業等給付関係情報であつて主務省令で定めるもの
		都道府県知事等	生活保護関係情報であつて主務省令で定めるもの
		市町村長	地方税関係情報、住民票関係情報又は介護保険給付等関係情報であつて主務省令で定めるもの
		厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等	年金給付関係情報であつて主務省令で定めるもの